

## 東区自治協議会部会設置要領の一部改正について

### 概 要

平成 27 年 4 月の新潟市区自治協議会条例（以下「条例」という。）の改正に伴い、「必要に応じて、委員の一部で構成する部会を置くことができる」（条例第 10 条）となり、部会に出席した際には「日額 3,000 円を費用弁償として支給する」（条例第 5 条）こととなります。

このことから、現在の東区自治協議会部会設置要領の一部を改正するものです。

### 主な改正点

#### ○部会の設置基準について

- ・部会の設置及び所管する分野について 「要領（案）第 2 条第 1 項」  
東区自治協議会の現状にあわせて明記。
- ・特別部会の設置について 「要領（案）第 2 条第 3 項～第 4 項」  
「東区自治協議会広報紙編集会議」等を想定し、部会として位置付けることにより費用弁償を支給できるように追記。

#### ○費用弁償の支給基準について 「要領（案）第 9 条」

- ・「支給しない」規定から「支給する」規定に変更。

### 改正（案）と現行の要領との比較

別紙のとおり

### 施行時期

平成 27 年 4 月 1 日

東区自治協議会部会設置要領（案）

別紙

改正（案）	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第10条第1項の規定に基づき東区自治協議会（以下「協議会」という。）において部会を設置する場合の運営その他必要事項を定めるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 協議会に置く部会及び部会が所管する分野は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）第1部会「市民協働部門」 コミュニティ（地域活動・市民活動）、防犯・防災・交通安全、行政運営、その他協議会が認めた事項。</p> <p>（2）第2部会「福祉・教育・文化部門」 福祉・子育て、教育・生涯学習、文化・スポーツ、その他協議会が認めた事項。</p> <p>（3）第3部会「産業・環境部門」 商工業・農業・観光、住環境（公害・ゴミ・公園・下水）、都市交通・都市景観・自然環境、その他協議会が認めた事項。</p> <p>2 協議会の委員は、前項各号いずれか1つの部会へ所属する。</p> <p>3 協議会が必要と認めるときは、第1項各号のほか、特定の議事を審議するため、特別部会を置くことができる。</p> <p>4 前項に規定する特別部会の委員構成は、協議会が定める。</p> <p>（設置期間）</p> <p>第3条 設置された部会の活動期間は、委員の任期満了までとする。</p> <p>（委員構成）</p> <p>第4条 部会の委員構成は、委員の中から原則として1部会あたり10人程度を選任する。</p> <p>2 部会の設置が複数となった場合には、審議の専門性や継続性の観点から、部会間において可能な限り委員の重複を避けるものとする。ただし、協議会が認めた場合はその限りでない。</p> <p>（選任）</p> <p>第5条 部会委員の選任方法は、原則立候補とし、立候補者が多数の場合に</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第7条1項の規定に基づき東区自治協議会（以下「協議会」という。）において部会を設置する場合の運営その他必要事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 部会設置は任意であることから、地域の課題や諮問・意見聴取の状況等を踏まえ、必要に応じて協議会において検討し、議決により部会を設置するものとする。</p> <p>（設置期間）</p> <p>第3条 設置された部会の活動期間は、委員の任期満了までとする。</p> <p>（委員構成）</p> <p>第4条 部会の委員構成は、委員の中から原則として1部会あたり10人程度を選任する。</p> <p>2 部会の設置が複数となった場合には、審議の専門性や継続性の観点から、部会間において可能な限り委員の重複を避けるものとする。</p> <p>（選任）</p> <p>第5条 部会委員の選任方法は、原則立候補とし、立候補者が多数の場合に</p>

は事務局が調整を行う。

2 調整がつかない場合は、抽選を行い決定する。

(部会の会長等)

第6条 部会委員の互選により部会長を選出し、部会長は会議の議長となる。

2 部会長が欠けたとき、又は部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指定する構成員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第7条 部会の会議は、開催の必要に応じて適宜、部会長が召集するものとする。

(審議方法)

第8条 部会長は部会での審議の状況を協議会へ随時報告するものとし、協議会の承認を得ることにより当該審議の結果を協議会の意見とする。

(費用弁償)

第9条 部会開催における費用弁償は、新潟市区自治協議会条例第5条第2項及び同条第3項に基づき支給する。

(会議の公開)

第10条 部会の会議は、公開で行うものとする。ただし、部会長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、部会運営その他必要な事項は、協議会に諮り定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

は抽選を行い決定する。

(部会の会長等)

第6条 部会委員の互選により部会長を選出し、部会長は会議の議長となる。

2 部会長が欠けたとき、又は部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指定する構成員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第7条 部会の会議は、開催の必要に応じて適宜、部会長が召集するものとする。

(審議方法)

第8条 部会長は部会での審議の状況を協議会へ随時報告するものとし、協議会の承認を得ることにより当該審議の結果を協議会の意見とする。

(費用弁償)

第9条 部会開催における費用弁償は、新潟市区自治協議会条例施行規則第5条2号に規定された審議を行う場合を除き支給しない。

(会議の公開)

第10条 費用弁償を支給する審議を行う場合、部会の会議は原則公開とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、部会の設置、運営等に関し必要な事項は、協議会に諮り定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年6月21日から施行する。

【参考】 新潟市区自治協議会条例 (委員の報酬及び費用弁償)

第5条 委員には、報酬を支給しない。

2 委員が区自治協議会の会議(以下「会議」という。)若しくは部会に出席し、又は委員の職務として規則に定める職務を遂行したときは、日額3,000円を費用弁償として支給する。

3 部会への出席に対する費用弁償の支給回数は、一の年度において1人につき24回までとする。ただし、市長その他の市の機関により諮問された事項又は同条第3項の規定により市長があらかじめ意見を聴く事項を部会で審議する場合における費用弁償は、当該支給回数に含まないものとする。

4 委員が職務のため出張したときは、新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年新潟市条例第4条)別表第2に定める費用を弁償する。